

# 登校許可証明書（千葉市版） 2019年4月改訂

小・中学校 年 組 氏 名

証明日： 年 月 日

下記の疾患で療養中のところ、現在軽快し、登校してよいことを証明します。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日から療養開始

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日から登校可

| ○印   | 疾 患 名               | 出席停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する。              |
|--|---------------------|---|
|  | 麻疹（はしか）             | 解熱後3日を経過するまで                                |
|  | 百日咳                 | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで     |
|  | 流行性耳下腺炎<br>(おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
|  | 風しん                 | 発しんが消失するまで                                  |
|  | 水痘（水ぼうそう）           | すべての発しんが痂皮化するまで                             |
|  | 結核                  | 医師により感染のおそれがないと認められるまで                      |
|  | 咽頭結膜熱（プール熱）         | 主要症状が消退した後2日を経過するまで                         |
|  | 髄膜炎菌性髄膜炎            | 医師により感染のおそれがないと認められるまで                      |
|  | 腸管出血性大腸菌感染症         | 医師により感染のおそれがないと認められるまで                      |
|  | 流行性角結膜炎             | 医師により感染のおそれがないと認められるまで                      |
|  | 急性出血性結膜炎            | 医師により感染のおそれがないと認められるまで                      |
|  | A群溶連菌感染症            | 抗生剤内服開始後2・4時間以上経過し、発熱、発しん等の諸症状が回復するまで       |
|  | ウイルス性肝炎（A型）         | 肝機能が正常になるまで                                 |
|  | 感染性胃腸炎              | 嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで                     |
|  | マイコプラズマ感染症          | 解熱し、咳が軽快するまで                                |
|  | その他の感染症（ _____ ）    |   |
| 以下の疾患については、主治医の指導のもと必要に応じて出席停止とする。欠席の必要がない場合は、登校許可証明書の提出は求めない。 |                     |   |
|  | 伝染性紅斑（りんご病）         | 発しん期には感染力がないため、全身状態のよい者は登校可能                |
|  | ヘルパンギーナ             | 全身状態の安定した者は登校可能                             |
|  | 手足口病                | 全身状態の安定した者は登校可能                             |
|  | 伝染性膿痂疹（とびひ）         | 患部を覆えれば登校可能。覆えない場合は痂皮が脱落するまで                |

※ 学校生活での注意事項

( \_\_\_\_\_ )

◆ 季節性インフルエンザ患後の登校許可証明書の取扱いについては、保護者記入の「療養報告書」を学校に提出することになりました（2018年11月1日～）。インフルエンザと他の学校感染症を合併してり患した際には、「その他の感染症」の欄に「インフルエンザも合併してり患」と記入してください。

医療機関名  
医 師 名

㊦